ロ　当該保険医療機関内に障害児（者）リハビリテーションを担当する専任の常勤医師が一名以上配置されていること。

ハ　当該保険医療機関内に障害児（者）リハビリテーションを担当する専従の常勤看護師、常勤理学療法士又は常勤作業療法士が適切に配置されていること。

ニ　言語聴覚療法を行う場合にあっては、ハに加え、常勤の言語聴覚士が適切に配置されていること。

ホ　障害児（者）リハビリテーションを行うにつき十分な専用施設を有していること。

ヘ　障害児（者）リハビリテーションを行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。

(2)　障害児（者）リハビリテーション料の対象患者

別表第十の二に掲げる患者

三の二　がん患者リハビリテーション料の施設基準等

(1)　がん患者リハビリテーション料の施設基準

イ　当該保険医療機関内にがん患者に対するリハビリテーションを行うにつき十分な経験を有する専任の常勤医師が一名以上配置されていること。

ロ　当該保険医療機関内にがん患者に対するリハビリテーションを行うにつき十分な経験を有する専従の常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士が二名以上配置されていること。

ハ　当該患者について、リハビリテーション総合計画評価料に規定するリハビリテーション計画を月一回以上作成していること。

ニ　がん患者に対するリハビリテーションを行うにつき十分な専用施設を有していること。

ホ　がん患者に対するリハビリテーションを行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。

(2)　がん患者リハビリテーション料の対象患者

別表第十の二の二に掲げる患者

三の三　認知症患者リハビリテーション料の施設基準

(1)　認知症治療病棟入院料を算定する保険医療機関又は認知症疾患医療センターであること。

(2)　当該保険医療機関内に重度認知症患者に対するリハビリテーションを行うにつき、十分な経験を有する専任の常勤医師が一名以上配置されていること。

(3)　当該保険医療機関内に重度認知症患者に対するリハビリテーションを担当する専従の常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士が一名以上配置されていること。

(4)　当該患者について、リハビリテーション総合計画評価料に規定するリハビリテーション計画を月一回以上作成していること。

(5)　重度認知症患者に対するリハビリテーションを行うにつき十分な専用施設を有していること。

(6)　重度認知症患者に対するリハビリテーションを行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。

三の三の二　リンパ浮腫の患者に対する複合的治療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

四　集団コミュニケーション療法料の施設基準等

(1)　集団コミュニケーション療法料の施設基準

イ　脳血管疾患等リハビリテーション料(I)、脳血管疾患等リハビリテーション料(II)若しくは脳血管疾患等リハビリテーション料(III)又は障害児（者）リハビリテーション料の届出を行っている施設であること。

ロ　当該保険医療機関内に集団コミュニケーション療法である言語聴覚療法を担当する専任の常勤医師が一名以上配置されていること。

ハ　当該保険医療機関内に集団コミュニケーション療法である言語聴覚療法を担当する専従の言語聴覚士が適切に配置されていること。

ニ　患者数は、言語聴覚士の数に対し適切なものであること。

ホ　集団コミュニケーション療法である言語聴覚療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。

ヘ　集団コミュニケーション療法である言語聴覚療法を行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。

(2)　集団コミュニケーション療法の対象患者

別表第十の二の三に掲げる患者

五　歯科口腔(くう)リハビリテーション料２の施設基準

(1)　歯科又は歯科口腔(くう)外科を担当する歯科医師として相当の経験を有する歯科医師が一名以上配置されていること。

(2)　当該療養を行うにつき十分な機器を有していること又は十分な機器を有している病院との連携が確保されていること。

第十　精神科専門療法

一　経頭蓋磁気刺激療法の施設基準

経頭蓋磁気刺激療法を行うにつき十分な体制が整備されていること。

一の一の二　通院・在宅精神療法の児童思春期精神科専門管理加算の施設基準

二十歳未満の精神疾患を有する患者の診療を行うにつき十分な体制及び相当の実績を有していること。

一の一の三　通院・在宅精神療法の注６に規定する別に厚生労働大臣が定める要件

別表第十の二の四に掲げる要件

一の一の四　削除

一の一の五　通院・在宅精神療法の注８に規定する施設基準

療養生活を継続するための支援を行うにつき十分な体制が確保されていること。

一の一の六　通院・在宅精神療法の注９に規定する施設基準

当該保険医療機関内に専任の常勤の精神保健指定医（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十八条第一項の規定による指定を受けた医師をいう。以下同じ。）が一名以上配置されていること。

一の一の七　通院・在宅精神療法の注10に規定する施設基準

二十歳未満の精神疾患を有する患者の支援を行うにつき必要な体制及び十分又は必要な実績を有していること。

一の一の八　通院・在宅精神療法の注11に規定する施設基準

(1)　精神疾患の早期発見及び症状の評価等の必要な診療を行うにつき十分又は必要な体制が確保されていること。

(2)　当該保険医療機関又は連携体制を有する病院において、休日及び保険医療機関の表示する診療時間以外の時間の対応等が可能な体制が整備されていること。